

うものにつぎまして非常に關心をもち、選挙権を行使したいと考えておるのではありませんが、少くとも實際投票を行いますまでは、三回くらい書類の往復をやらなければ、その選挙権が行使できないという事情にあるのであります。神戸、大阪、横濱などにおきましては、いづいふ多数の船員がおるのではありませんが、實際九月十五日の調査のときに不在であつたというやうなことで、その貴重な選挙権を行使することができないという事情にあるのであります。この不在投票をもつと簡単にいふことのできる方法を考えることが、きわめて必要だと存するのであります。この點につきまして現在何らかの考慮が拂われておらないのですか、どうですか、御質問申し上げます。

○林(敬)政府委員 お尋ねの不在投票の問題であります。私も實はまつたく憂いを感じておるものでございまして、久しく縣にありまして、この選挙のことに携つておりました。不在投票というものは趣旨は非常に結構である、けれども法文は難解であり、手續は煩瑣であつて、これは行方上において實にめんどうなものである、あれほどめんどうならば捨ててしまふやうなやうな氣分に、みななるのも無理はないという感じを、数年前に非常にもつたわけでありました。それであれは投票をなさる方には不便である、また選挙の事務を取扱いますところの事務當局にとつても、非常に難解かつ複雑をきわめたものであります。そこで本年になりまして、過般衆議院における選挙法を改正いたしましたの際に、施行令も直しまして、不在投票のできる範圍を非常に擴げたわけでありま

す。それから手續もできるだけ簡易化をいたしたつもりでございまして。それだただ不在投票をさせる、廣く選挙権を公の事由その他やむを得ない事由で、いない人でも選挙権が行使できるやうにさせるためには、これは廣く範圍を廣めた方がよい。しかしながら一方投票の弊害というものの、こゝろに懸念をされておるやうなことで、逆になつておるやうなことで、範圍を擴げて手續を簡易化したとしても、最後の一番簡易な、郵便でも投票するやうなやうなやつとしたやうにすれば、選挙のときには間々濫用する方もございまして、ほんの僅かでも濫用する方がありますと、昨日もお尋ねがありました。選挙の全體の效力に影響があつたり、當の選効力に影響があつたりする場合がありますので、まだまだある程度まではある程度の制限を加えるということも、やむを得ないという事情もあるわけでありまして。それこれにらみ合せまして、選挙の理想と、それから實施の場合の弊害防除の實際、これを兩方にらみ合せました上で、まず現在のところこの程度というやうに考へておるわけでございます。しかしながらなおそれにしても、お尋ねのやうな憂いが私どもまだ心の中にあるわけでありまして、できるだけ弊害の方にとらみ合せながらも、この選挙権行使の目的を達成するに便宜ならしめるやうに最大の工夫を引續いていたしまして、結論を得次第また法案改正としてお出しするやうな努力を續けてまいりたいと考えております。

○松澤(義)委員 漸次不在投票の制度は改善せられまして、船員等が實際選挙権を行使できないというものがなくなつておることは事實であります。それにもかかわらずなお海員組合などからは熾烈な要求がありまして、さらには改正を要求しておるのであります。これは最も簡便な方法をとりますならば、いづれは住んでおるところがあるのではありませんか、常時その人がおらないというだけの理由でありますから、それだけの市町村役場において、船員の業務を管理しております關係官廳と申しますか、そのやうなものの證明をつけて、そうしてその人が不在であつて選挙権の行使ができないという證明をもらひまして、どこからでも郵便によつて、選挙の期間になりましたらば、これを郵送するやうなきわめて簡單な方法をおとり願へば、今日のまうな危険が非常に多いということが防止せられるやうな要求があるのであります。現在各町村を調べてみまして、まず百人おられます船員の中において、實際に選挙権を行使する者は十人に足りない状態ではないかと思ふのであります。この點については、將來ともひとつ御考慮を願ひたいと思ふのであります。

それから五十三條に、無投票になつてしまひました選挙におきまして、五日間選挙を延期して、できるだけ選挙を行はせる方法をとるということがあるやうな形に思ふのでありますが、實際五日間では、あとから出てきた人は選挙に非常に不利でありまして、實際他の人たちはそれまで選挙期間中選挙運動をしておつて、選挙の期日の前日まで、候補者が死亡し、もしくは辞退したために選挙が行われないで、無投票になりやうである、それを五日間延期する、その期間内において新しい候補者が出て、はたして勝負があるかどうかということになりまして、ほとんどこれは見込がない。そういうことになりまして、せつかく五日間延期しなつても、結局無投票に終つてしまふやうなことになるやうなもので、これをもしほんとうに生かしていくためには、どうしても十日ないし十五日くらいは延期しなければ、その實効が少いのではないかと。五日という期間の延長は、どういふ根據からこれを規定したのでありますか、お伺ひしたいのであります。

○林(敬)政府委員 先ほど私から御答弁申し上げた中で、二つ間違つていた點がございまして、恐縮でございまして、訂正を御承願いたします。選挙法の施行令で、この前不在投票の範圍を擴めて手續を簡易化したということを申し上げましたが、これは地方自治法の施行令で直したのでございます。いわゆる國會議員の選挙の方は、まだ從來の規定になつております。新自治法の方の地方議會の選挙の方が、不在投票の範圍を擴充いたしました、手續も簡易化したしておるわけでありまして。こちらにはある程度進んでおると申しますが、今御指示がありました郵便を出すやうな制度なんかも、ある程度の制約をもちながらも認めておるやうなやうな形に相なつております。選挙法の方にございましては、當然自治法でそこまで出てきておるのでありますから、選挙法もこれとおおむね歩調を合わせ、て改正していいわけでございます。この選挙法というものは非常にデリケートな法律でございまして、しかるべき機會——この次の何か選挙法をいじるといふ機會がありましたときに、こ

れは併せて、こちらとしては大體自治法と歩調をそろえる程度までには、この不在投票のやり方の改正を行つてまいりたいと思ひます。

それから第二のお尋ねの無投票の問題であります。無投票で當選をするという場合には、五日間選挙を延期しまして、そこへ新しい人が出て、できるだけ競争によつて當選するやうなやうな趣旨の改選をお願いしておる次第であります。この五日間といつた理由は、第一回の質疑應答でもお尋ねがございまして、そのときも申し上げたわけでございますが、やはり選挙をしなければならぬ、すなわちそれがためには、自治團體の長あるいは議員といふものが缺員になつておる状態でありまして。そういう執行機關または大切な理事機關が缺員になつておるやうな状態といふのは、理想からいへば、できるだけやうな不安定な状態といふものは短かく終らしていきたいという氣持が一つございまして。それからまた、あまりにこの五日間といふ期間を長くいたしますと、費用の點におきまして、初めから立つて幾つもお候補者については、莫大な費用を結局出さざるを得ない状態にもなりま

す。そこで不安定な状態、あるいは費用の關係、それらも考慮いたしました、しかししかたなくできるだけ選挙といふものは住民の意思が反映し、競争によつて當選することを妥當とする。やうな趣旨と、この兩者をならみ合わせて折衷いたしました結果、まず五日間で本案を提出したわけでございます。

○松澤(義)委員 實際におきましては

効果がないということは、確かに言えると思うのであります。その點は別といたしまして、もう一つ八十四條に但書が加わりまして、五十八條第五項の規定によつて當選人と定められた者は、一年以内において解職請求ができませんという事になつておりますが、他の者に對しましては、一年以内において解職請求ができません。この五十八條第五項の規定によつて當選人と定められた者は、一年以内において解職請求ができませんという事になつておりますが、他の者に對しましては、一年以内において解職請求ができません。

てのお尋ねであります。この百五十六條の規定は、今後設置せんとする國の地方行政機關についてであります。従つてこれから設けようとするものについては、國會の承認がなければ設けてはいけません。國會の承認がなければ設けてはいけません。國會の承認がなければ設けてはいけません。

いく。こういう方針でもつて、今後討中でございます。

○松澤(衆)委員　もう一つ、八十二條に、都道府縣知事及び内務大臣という言葉を第一項にも第二項にも使つてありますが、改正の方には八十二條の改正というのを出ておらないと思つたのであります。その點、内務大臣をそのまゝに残しておいて差支ないものでありましようか。

制度ということに關して、都道府縣知事あるいは市町村長が國家機關として大きな権限を行使する場合、これが命令違反であるということならば、簡單に斷定できますけれども、職務が怠慢という點を考へますと、昨年の例をとつても、百パーセント供出をした縣が少い。これを職務怠慢という一言で斷定をされれば、府縣知事の身分は非常に不安を覺えるのであります。また彈劾裁判所ならば對等の立場で相争ふ機會が與えられますけれども、この方法でいくと、證據を固めればすなわち判決をされるという點に私は非常に不安を感じます。そのあとで上訴の手續はとれますけれども、少くとも判決をくだす前に、お互ひの情實あるいは事情、殊に行政的措置におきましては、刑法や民法とくらべてなかに判斷がむずかしいのでありますから、ただ證據を固めただけで認定されてその身分を失ふことは、私は非常に不安を感じるものであります。

會、あるいは人民の手によるリコールによつてのみ解職することができるといふ建前をとつておる次第であります。しかしこれも御了承のことと思ひますが、國全體として、どうしてもこの筋を通して、窮乏した日本で一體となつて生きていかなければならないという事になつてまいります。知事、市町村長の機關としての立場において委任をいたしました事務については、それは筋を通していかなければならないといふことも、國全體の今日生きていく立場からやむを得ないと思つたわけでありまして、しかしそれをゆゑに、みだりにこれは行つてはならないといふことで、事體も、いわゆる法令の規定もしくは主務大臣の處分に違反する場合、または管理もしくは執行を怠る場合といふことで、この場合だけに限りまして、しかも勝手にそれをやつてはいけなないので、裁判所の判定によつて、事實の確證を得ました上で、代執行なり罷免をするという慎重な手續をとつて、百四十六條に長々と書いてあります。これだけの手續で警告を數回やり、いふ／＼と裁判も受けてまして、その結果によつて、なおかつ、これは確かに違反してゐる、意つてゐるという判定を受けましたものについてやる、こういう手續で慎重に行いますならば、ますます御心配のようなことはないのではないかと考へておるわけでありまして、これが濫用されて地位が不安になつて仕方がないといふことはないのであると思つたのであります。また今まで裁判所は民事、刑事のみ取扱つておいて、こういう行政事項については經驗が乏しいといふことも仰せの通りであります。しかし今後の新憲法にお

○林(政)政府委員　今最後にお述べになりました御見解の通りに當局も考へております。

○松澤(衆)委員　それから出先官憲の問題であります。これは國會の承認を得なければならぬといふことになつております。たとえば労働基準局のごとき、法律をもつて制定してゐるのがあります。あるいはこれまでもすでに法律によつて、その設備を認められてゐるものがあるものであります。すでに従前からそういうものが設備せられており、しかもまた法律をもつて制定せられてゐるものは、あらためて國會の承認が必要であるかどうか。あるいは法律をもつて規定せられてゐるものは、あらためて國會の承認がなくなるとも、今後繼續して存置し得るものか。その點につきましてお伺ひいたします。

○林(政)政府委員　百五十六條についてのお尋ねであります。この百五十六條の規定は、今後設置せんとする國の地方行政機關についてであります。従つてこれから設けようとするものについては、國會の承認がなければ設けてはいけません。國會の承認がなければ設けてはいけません。國會の承認がなければ設けてはいけません。

○松澤(衆)委員　もう一つ、八十二條に、都道府縣知事及び内務大臣という言葉を第一項にも第二項にも使つてありますが、改正の方には八十二條の改正というのを出ておらないと思つたのであります。その點、内務大臣をそのまゝに残しておいて差支ないものでありましようか。

制度ということに關して、都道府縣知事あるいは市町村長が國家機關として大きな権限を行使する場合、これが命令違反であるということならば、簡單に斷定できますけれども、職務が怠慢という點を考へますと、昨年の例をとつても、百パーセント供出をした縣が少い。これを職務怠慢という一言で斷定をされれば、府縣知事の身分は非常に不安を覺えるのであります。また彈劾裁判所ならば對等の立場で相争ふ機會が與えられますけれども、この方法でいくと、證據を固めればすなわち判決をされるという點に私は非常に不安を感じます。そのあとで上訴の手續はとれますけれども、少くとも判決をくだす前に、お互ひの情實あるいは事情、殊に行政的措置におきましては、刑法や民法とくらべてなかに判斷がむずかしいのでありますから、ただ證據を固めただけで認定されてその身分を失ふことは、私は非常に不安を感じるものであります。

會、あるいは人民の手によるリコールによつてのみ解職することができるといふ建前をとつておる次第であります。しかしこれも御了承のことと思ひますが、國全體として、どうしてもこの筋を通して、窮乏した日本で一體となつて生きていかなければならないという事になつてまいります。知事、市町村長の機關としての立場において委任をいたしました事務については、それは筋を通していかなければならないといふことも、國全體の今日生きていく立場からやむを得ないと思つたわけでありまして、しかしそれをゆゑに、みだりにこれは行つてはならないといふことで、事體も、いわゆる法令の規定もしくは主務大臣の處分に違反する場合、または管理もしくは執行を怠る場合といふことで、この場合だけに限りまして、しかも勝手にそれをやつてはいけなないので、裁判所の判定によつて、事實の確證を得ました上で、代執行なり罷免をするという慎重な手續をとつて、百四十六條に長々と書いてあります。これだけの手續で警告を數回やり、いふ／＼と裁判も受けてまして、その結果によつて、なおかつ、これは確かに違反してゐる、意つてゐるという判定を受けましたものについてやる、こういう手續で慎重に行いますならば、ますます御心配のようなことはないのではないかと考へておるわけでありまして、これが濫用されて地位が不安になつて仕方がないといふことはないのであると思つたのであります。また今まで裁判所は民事、刑事のみ取扱つておいて、こういう行政事項については經驗が乏しいといふことも仰せの通りであります。しかし今後の新憲法にお

○林(政)政府委員　百五十六條についてのお尋ねであります。この百五十六條の規定は、今後設置せんとする國の地方行政機關についてであります。従つてこれから設けようとするものについては、國會の承認がなければ設けてはいけません。國會の承認がなければ設けてはいけません。國會の承認がなければ設けてはいけません。

○松澤(衆)委員　もう一つ、八十二條に、都道府縣知事及び内務大臣という言葉を第一項にも第二項にも使つてありますが、改正の方には八十二條の改正というのを出ておらないと思つたのであります。その點、内務大臣をそのまゝに残しておいて差支ないものでありましようか。

制度ということに關して、都道府縣知事あるいは市町村長が國家機關として大きな権限を行使する場合、これが命令違反であるということならば、簡單に斷定できますけれども、職務が怠慢という點を考へますと、昨年の例をとつても、百パーセント供出をした縣が少い。これを職務怠慢という一言で斷定をされれば、府縣知事の身分は非常に不安を覺えるのであります。また彈劾裁判所ならば對等の立場で相争ふ機會が與えられますけれども、この方法でいくと、證據を固めればすなわち判決をされるという點に私は非常に不安を感じます。そのあとで上訴の手續はとれますけれども、少くとも判決をくだす前に、お互ひの情實あるいは事情、殊に行政的措置におきましては、刑法や民法とくらべてなかに判斷がむずかしいのでありますから、ただ證據を固めただけで認定されてその身分を失ふことは、私は非常に不安を感じるものであります。

會、あるいは人民の手によるリコールによつてのみ解職することができるといふ建前をとつておる次第であります。しかしこれも御了承のことと思ひますが、國全體として、どうしてもこの筋を通して、窮乏した日本で一體となつて生きていかなければならないという事になつてまいります。知事、市町村長の機關としての立場において委任をいたしました事務については、それは筋を通していかなければならないといふことも、國全體の今日生きていく立場からやむを得ないと思つたわけでありまして、しかしそれをゆゑに、みだりにこれは行つてはならないといふことで、事體も、いわゆる法令の規定もしくは主務大臣の處分に違反する場合、または管理もしくは執行を怠る場合といふことで、この場合だけに限りまして、しかも勝手にそれをやつてはいけなないので、裁判所の判定によつて、事實の確證を得ました上で、代執行なり罷免をするという慎重な手續をとつて、百四十六條に長々と書いてあります。これだけの手續で警告を數回やり、いふ／＼と裁判も受けてまして、その結果によつて、なおかつ、これは確かに違反してゐる、意つてゐるという判定を受けましたものについてやる、こういう手續で慎重に行いますならば、ますます御心配のようなことはないのではないかと考へておるわけでありまして、これが濫用されて地位が不安になつて仕方がないといふことはないのであると思つたのであります。また今まで裁判所は民事、刑事のみ取扱つておいて、こういう行政事項については經驗が乏しいといふことも仰せの通りであります。しかし今後の新憲法にお

○林(政)政府委員　御意見も、現在の實情に即して、一應ごもつともなことを承知いたします。ただお話のように、民選された知事、市町村長、これの立場をみだりに國權をもつて脅かすことは、地方自治に對して非常に危険なことであると考へております。それゆゑにこの百四十六條を立案するにあたりまして、國の機關としての都道府縣知事の權限に屬する事務に限つて、國に委任された事務あるいは團體固有の事務、それらについてはいかなる行動、いかなる怠慢、いかなる違反があるとしても、國の方からその身分を奪ふことはできない。これを奪ふことのできるのは當該市町村會あるいは府縣

會、あるいは人民の手によるリコールによつてのみ解職することができるといふ建前をとつておる次第であります。しかしこれも御了承のことと思ひますが、國全體として、どうしてもこの筋を通して、窮乏した日本で一體となつて生きていかなければならないという事になつてまいります。知事、市町村長の機關としての立場において委任をいたしました事務については、それは筋を通していかなければならないといふことも、國全體の今日生きていく立場からやむを得ないと思つたわけでありまして、しかしそれをゆゑに、みだりにこれは行つてはならないといふことで、事體も、いわゆる法令の規定もしくは主務大臣の處分に違反する場合、または管理もしくは執行を怠る場合といふことで、この場合だけに限りまして、しかも勝手にそれをやつてはいけなないので、裁判所の判定によつて、事實の確證を得ました上で、代執行なり罷免をするという慎重な手續をとつて、百四十六條に長々と書いてあります。これだけの手續で警告を數回やり、いふ／＼と裁判も受けてまして、その結果によつて、なおかつ、これは確かに違反してゐる、意つてゐるという判定を受けましたものについてやる、こういう手續で慎重に行いますならば、ますます御心配のようなことはないのではないかと考へておるわけでありまして、これが濫用されて地位が不安になつて仕方がないといふことはないのであると思つたのであります。また今まで裁判所は民事、刑事のみ取扱つておいて、こういう行政事項については經驗が乏しいといふことも仰せの通りであります。しかし今後の新憲法にお

いは、御承知のごとくに、民事、刑事のみならず、すべての問題を裁判所が取扱うことになっておりますし、殊に上級の高等裁判所あるいは最高裁判所には、その道の専門家も入る制度になつておりますので、今後今までの舊憲法時代の裁判所とは、逐次その面目を改めてくるものを期待しておるわけでありませう。

それから最後に御指摘になりました、違反する場合にまだしも忍へるが、怠るという場合は認定が非常に困難であつて、供出が土地改革とかで地方のために正當な主張をしたと認められる者が、怠慢の名によつて懲首されるということになつては困るといふ御心配であります。これも裁判所が事實の認定をするというときには、この執行を怠るという事實の認定をするわけでありまして、そのときにはもちろん審問審理でばつと片づけてしまふというわけではなく、當事者を呼出さなければいけないということになつて、双方の當事者を呼出して理由を聴き、言譯を聴いた上で審理をして、その意つてゐるかどうかということを確認してもらふわけでございます。従つてその點もいわけ、對等の立場で争ひ得る、かように考へるわけでございます。まして、萬々これが濫用されるということではないのかと私は考へておるのではありません。立案をいたしましたとき、やはり今お尋ねのような愛い

知のように、この百四十六條を適用しなければならぬという場合は、これはよく／＼の場合だと存じます。そうしてそれだけのよく／＼な場合であつて、それで高等裁判所で審理をやりまして、その結果に基いて裁判がなければ、片方國の機關としての役目というものが、全然、そのころになつてからに罷免になつて、別の人が出てこれを行ひましても、効果がなくなつてくるという愛いがあるわけでありまして、行政職務というものを急いでやつていかなければならぬという建前からいひましても、訴訟が全部済んでからというふうないつては、民法の目的はまつたく空文になつてしまふというところが愛られるわけでありませう。

（中島委員長代理退席、委員長著席）
そこで高等裁判所の審理判決というものがあつて、それに基いてだけやることにいたしましたわけでありませう。それで一方の行政の作用というものと、確實迅速に行うという要素の方から考えますと、實は内部の議論では、十五日以内で審理をし、こゝろの意見があつたのです。即日これを決すべし、こゝろやつたらどうだといふ相當な有力者からの意見も、内部ではあつたやうな次第であります。いわゆる地方自治を擁護する立場からいへば、これは長く、慎重を要し方がよい。また國の行事といふものを、びしつと地方の行政機關を通じてやるという建前からいひますと、これは短い方がいいといふことも、片方考えられるわけでありませう。その間のまづ中間をつたと申しますか、十五日以内でできるだけ速やかにきめる。こゝろの日をきめたやうな次第も

あるわけでございます。大體申し述べまして御了承を得たいと思ひます。
○坂東委員長 千賀康治君、
○千賀委員 第一にお伺ひするのは、地方議會に、今度は豫算の發案權にひとしい豫算の追加、削減が認められることになつております。しかし但書がつきまして、これは市町村長の豫算發案權を侵害してはならないということでありませう、こゝろがまことに曖昧でありまして、發案權を侵害せぬといふことであるなら、それでは市町村長が、あるいは縣知事にいたしまして、その團體の長が承認をする範圍内で豫算を修正するといふことが、この事實にあてはまるか。承認をしなくてもやれると見てやれば、他日民事訴訟等の問題が起きて、それは民事訴訟で敗訴になれば、もちろん議會側が負けるのでありますが、勝訴になればそれで市町村長が承諾をしないところでも、議會によつて豫算の修正ができるのか。そのところがはつきりいたしておりませんが、この簡單な文字だけでは私どもははつきり受取れません。どの程度のことかこゝに該當するとお考えになつて、この法案をおつくりになつたのか、伺いたないのであります。

次は選舉に關してであります。地方公共團體の議會の議員または長で、投票を行わずして當選人と定められた場合は、その一年後でも解職の請求をすることができ。これは何人が解職の請求をするのか。この點がはつきりいたしませんから、御説明を願ひます。

それから最後、この點について内でもいろいろ議論をいたしたわけでありませう、その結論は、この法文については、御心配のやうなことはない、かように考へてゐる次第でありまして、御了承願つておきたいと思ひます。

○松野委員 ただいまの御説明で大體了承いたしました。ただ一つ罷免する時期ということに私は不安を感じるのであります。なぜならば、確認によつて罷免する、なお異議があつた場合には上訴して再び前判決を取消すといふならば、判決をいゝゆる罷免する前においてやるべきではないか。一度は最後の判決は、知事あるいは總理大臣の個人の判斷によつて罷免してしまふ。そうして異議があつた場合には再び上訴するといふ場合があるならば、その前になせ判決をもつと的確にやつてやらないか。仰せによりますと、確かに相當に本人の意見を述べた機會がありますけれども、しかし最後の判決は總理大臣または知事の罷免權にかか

るものであります。そうして不公平な場合には、なおかつ上訴するという方法があるけれども、しかし一度罷免されて、地方廳における身分を失うという前に、せ正確、お互いに對等な立場において相争つてくれないか。證據固めにおいては、るほど自分の證據はこゝろ、多少述べる機會はあります。しかし、多少述べる機會はあります。ない、判決權は總理大臣あるいは地方長官に任じてあります。この點において、なおかつ多少獨裁的傾向がある。あるいは事務の煩雜を避けるという言葉をよつて隠されておられるかもしれないけれども、多少獨裁的な、中央集權的な色をこゝろ感ずるのであります。

○林（敏）政府委員 知事、市町村長の地位を保護するといふ點から言ひますれば、お話のやうに、すべての訴訟が済んだあとでこれを罷免するといふのが、一番いいと思ひます。しかし御承

知のように、この百四十六條を適用しなければならぬという場合は、これはよく／＼の場合だと存じます。そうしてそれだけのよく／＼な場合であつて、それで高等裁判所で審理をやりまして、その結果に基いて裁判がなければ、片方國の機關としての役目というものが、全然、そのころになつてからに罷免になつて、別の人が出てこれを行ひましても、効果がなくなつてくるという愛いがあるわけでありまして、行政職務というものを急いでやつていかなければならぬという建前からいひましても、訴訟が全部済んでからというふうないつては、民法の目的はまつたく空文になつてしまふというところが愛られるわけでありませう。

（中島委員長代理退席、委員長著席）
そこで高等裁判所の審理判決というものがあつて、それに基いてだけやることにいたしましたわけでありませう。それで一方の行政の作用というものと、確實迅速に行うという要素の方から考えますと、實は内部の議論では、十五日以内で審理をし、こゝろの意見があつたのです。即日これを決すべし、こゝろやつたらどうだといふ相當な有力者からの意見も、内部ではあつたやうな次第であります。いわゆる地方自治を擁護する立場からいへば、これは長く、慎重を要し方がよい。また國の行事といふものを、びしつと地方の行政機關を通じてやるという建前からいひますと、これは短い方がいいといふことも、片方考えられるわけでありませう。その間のまづ中間をつたと申しますか、十五日以内でできるだけ速やかにきめる。こゝろの日をきめたやうな次第も

知のやうに、この百四十六條を適用しなければならぬという場合は、これはよく／＼の場合だと存じます。そうしてそれだけのよく／＼な場合であつて、それで高等裁判所で審理をやりまして、その結果に基いて裁判がなければ、片方國の機關としての役目というものが、全然、そのころになつてからに罷免になつて、別の人が出てこれを行ひましても、効果がなくなつてくるという愛いがあるわけでありまして、行政職務というものを急いでやつていかなければならぬという建前からいひましても、訴訟が全部済んでからというふうないつては、民法の目的はまつたく空文になつてしまふというところが愛られるわけでありませう。

（中島委員長代理退席、委員長著席）
そこで高等裁判所の審理判決というものがあつて、それに基いてだけやることにいたしましたわけでありませう。それで一方の行政の作用というものと、確實迅速に行うという要素の方から考えますと、實は内部の議論では、十五日以内で審理をし、こゝろの意見があつたのです。即日これを決すべし、こゝろやつたらどうだといふ相當な有力者からの意見も、内部ではあつたやうな次第であります。いわゆる地方自治を擁護する立場からいへば、これは長く、慎重を要し方がよい。また國の行事といふものを、びしつと地方の行政機關を通じてやるという建前からいひますと、これは短い方がいいといふことも、片方考えられるわけでありませう。その間のまづ中間をつたと申しますか、十五日以内でできるだけ速やかにきめる。こゝろの日をきめたやうな次第も

知のやうに、この百四十六條を適用しなければならぬという場合は、これはよく／＼の場合だと存じます。そうしてそれだけのよく／＼な場合であつて、それで高等裁判所で審理をやりまして、その結果に基いて裁判がなければ、片方國の機關としての役目というものが、全然、そのころになつてからに罷免になつて、別の人が出てこれを行ひましても、効果がなくなつてくるという愛いがあるわけでありまして、行政職務というものを急いでやつていかなければならぬという建前からいひましても、訴訟が全部済んでからというふうないつては、民法の目的はまつたく空文になつてしまふというところが愛られるわけでありませう。

（中島委員長代理退席、委員長著席）
そこで高等裁判所の審理判決というものがあつて、それに基いてだけやることにいたしましたわけでありませう。それで一方の行政の作用というものと、確實迅速に行うという要素の方から考えますと、實は内部の議論では、十五日以内で審理をし、こゝろの意見があつたのです。即日これを決すべし、こゝろやつたらどうだといふ相當な有力者からの意見も、内部ではあつたやうな次第であります。いわゆる地方自治を擁護する立場からいへば、これは長く、慎重を要し方がよい。また國の行事といふものを、びしつと地方の行政機關を通じてやるという建前からいひますと、これは短い方がいいといふことも、片方考えられるわけでありませう。その間のまづ中間をつたと申しますか、十五日以内でできるだけ速やかにきめる。こゝろの日をきめたやうな次第も

知のやうに、この百四十六條を適用しなければならぬという場合は、これはよく／＼の場合だと存じます。そうしてそれだけのよく／＼な場合であつて、それで高等裁判所で審理をやりまして、その結果に基いて裁判がなければ、片方國の機關としての役目というものが、全然、そのころになつてからに罷免になつて、別の人が出てこれを行ひましても、効果がなくなつてくるという愛いがあるわけでありまして、行政職務というものを急いでやつていかなければならぬという建前からいひましても、訴訟が全部済んでからというふうないつては、民法の目的はまつたく空文になつてしまふというところが愛られるわけでありませう。

（中島委員長代理退席、委員長著席）
そこで高等裁判所の審理判決というものがあつて、それに基いてだけやることにいたしましたわけでありませう。それで一方の行政の作用というものと、確實迅速に行うという要素の方から考えますと、實は内部の議論では、十五日以内で審理をし、こゝろの意見があつたのです。即日これを決すべし、こゝろやつたらどうだといふ相當な有力者からの意見も、内部ではあつたやうな次第であります。いわゆる地方自治を擁護する立場からいへば、これは長く、慎重を要し方がよい。また國の行事といふものを、びしつと地方の行政機關を通じてやるという建前からいひますと、これは短い方がいいといふことも、片方考えられるわけでありませう。その間のまづ中間をつたと申しますか、十五日以内でできるだけ速やかにきめる。こゝろの日をきめたやうな次第も

知のやうに、この百四十六條を適用しなければならぬという場合は、これはよく／＼の場合だと存じます。そうしてそれだけのよく／＼な場合であつて、それで高等裁判所で審理をやりまして、その結果に基いて裁判がなければ、片方國の機關としての役目というものが、全然、そのころになつてからに罷免になつて、別の人が出てこれを行ひましても、効果がなくなつてくるという愛いがあるわけでありまして、行政職務というものを急いでやつていかなければならぬという建前からいひましても、訴訟が全部済んでからというふうないつては、民法の目的はまつたく空文になつてしまふというところが愛られるわけでありませう。

（中島委員長代理退席、委員長著席）
そこで高等裁判所の審理判決というものがあつて、それに基いてだけやることにいたしましたわけでありませう。それで一方の行政の作用というものと、確實迅速に行うという要素の方から考えますと、實は内部の議論では、十五日以内で審理をし、こゝろの意見があつたのです。即日これを決すべし、こゝろやつたらどうだといふ相當な有力者からの意見も、内部ではあつたやうな次第であります。いわゆる地方自治を擁護する立場からいへば、これは長く、慎重を要し方がよい。また國の行事といふものを、びしつと地方の行政機關を通じてやるという建前からいひますと、これは短い方がいいといふことも、片方考えられるわけでありませう。その間のまづ中間をつたと申しますか、十五日以内でできるだけ速やかにきめる。こゝろの日をきめたやうな次第も

知のやうに、この百四十六條を適用しなければならぬという場合は、これはよく／＼の場合だと存じます。そうしてそれだけのよく／＼な場合であつて、それで高等裁判所で審理をやりまして、その結果に基いて裁判がなければ、片方國の機關としての役目というものが、全然、そのころになつてからに罷免になつて、別の人が出てこれを行ひましても、効果がなくなつてくるという愛いがあるわけでありまして、行政職務というものを急いでやつていかなければならぬという建前からいひましても、訴訟が全部済んでからというふうないつては、民法の目的はまつたく空文になつてしまふというところが愛られるわけでありませう。

（中島委員長代理退席、委員長著席）
そこで高等裁判所の審理判決というものがあつて、それに基いてだけやることにいたしましたわけでありませう。それで一方の行政の作用というものと、確實迅速に行うという要素の方から考えますと、實は内部の議論では、十五日以内で審理をし、こゝろの意見があつたのです。即日これを決すべし、こゝろやつたらどうだといふ相當な有力者からの意見も、内部ではあつたやうな次第であります。いわゆる地方自治を擁護する立場からいへば、これは長く、慎重を要し方がよい。また國の行事といふものを、びしつと地方の行政機關を通じてやるという建前からいひますと、これは短い方がいいといふことも、片方考えられるわけでありませう。その間のまづ中間をつたと申しますか、十五日以内でできるだけ速やかにきめる。こゝろの日をきめたやうな次第も

知のやうに、この百四十六條を適用しなければならぬという場合は、これはよく／＼の場合だと存じます。そうしてそれだけのよく／＼な場合であつて、それで高等裁判所で審理をやりまして、その結果に基いて裁判がなければ、片方國の機關としての役目というものが、全然、そのころになつてからに罷免になつて、別の人が出てこれを行ひましても、効果がなくなつてくるという愛いがあるわけでありまして、行政職務というものを急いでやつていかなければならぬという建前からいひましても、訴訟が全部済んでからというふうないつては、民法の目的はまつたく空文になつてしまふというところが愛られるわけでありませう。

（中島委員長代理退席、委員長著席）
そこで高等裁判所の審理判決というものがあつて、それに基いてだけやることにいたしましたわけでありませう。それで一方の行政の作用というものと、確實迅速に行うという要素の方から考えますと、實は内部の議論では、十五日以内で審理をし、こゝろの意見があつたのです。即日これを決すべし、こゝろやつたらどうだといふ相當な有力者からの意見も、内部ではあつたやうな次第であります。いわゆる地方自治を擁護する立場からいへば、これは長く、慎重を要し方がよい。また國の行事といふものを、びしつと地方の行政機關を通じてやるという建前からいひますと、これは短い方がいいといふことも、片方考えられるわけでありませう。その間のまづ中間をつたと申しますか、十五日以内でできるだけ速やかにきめる。こゝろの日をきめたやうな次第も

知のやうに、この百四十六條を適用しなければならぬという場合は、これはよく／＼の場合だと存じます。そうしてそれだけのよく／＼な場合であつて、それで高等裁判所で審理をやりまして、その結果に基いて裁判がなければ、片方國の機關としての役目というものが、全然、そのころになつてからに罷免になつて、別の人が出てこれを行ひましても、効果がなくなつてくるという愛いがあるわけでありまして、行政職務というものを急いでやつていかなければならぬという建前からいひましても、訴訟が全部済んでからというふうないつては、民法の目的はまつたく空文になつてしまふというところが愛られるわけでありませう。

（中島委員長代理退席、委員長著席）
そこで高等裁判所の審理判決というものがあつて、それに基いてだけやることにいたしましたわけでありませう。それで一方の行政の作用というものと、確實迅速に行うという要素の方から考えますと、實は内部の議論では、十五日以内で審理をし、こゝろの意見があつたのです。即日これを決すべし、こゝろやつたらどうだといふ相當な有力者からの意見も、内部ではあつたやうな次第であります。いわゆる地方自治を擁護する立場からいへば、これは長く、慎重を要し方がよい。また國の行事といふものを、びしつと地方の行政機關を通じてやるという建前からいひますと、これは短い方がいいといふことも、片方考えられるわけでありませう。その間のまづ中間をつたと申しますか、十五日以内でできるだけ速やかにきめる。こゝろの日をきめたやうな次第も

知のやうに、この百四十六條を適用しなければならぬという場合は、これはよく／＼の場合だと存じます。そうしてそれだけのよく／＼な場合であつて、それで高等裁判所で審理をやりまして、その結果に基いて裁判がなければ、片方國の機關としての役目というものが、全然、そのころになつてからに罷免になつて、別の人が出てこれを行ひましても、効果がなくなつてくるという愛いがあるわけでありまして、行政職務というものを急いでやつていかなければならぬという建前からいひましても、訴訟が全部済んでからというふうないつては、民法の目的はまつたく空文になつてしまふというところが愛られるわけでありませう。

（中島委員長代理退席、委員長著席）
そこで高等裁判所の審理判決というものがあつて、それに基いてだけやることにいたしましたわけでありませう。それで一方の行政の作用というものと、確實迅速に行うという要素の方から考えますと、實は内部の議論では、十五日以内で審理をし、こゝろの意見があつたのです。即日これを決すべし、こゝろやつたらどうだといふ相當な有力者からの意見も、内部ではあつたやうな次第であります。いわゆる地方自治を擁護する立場からいへば、これは長く、慎重を要し方がよい。また國の行事といふものを、びしつと地方の行政機關を通じてやるという建前からいひますと、これは短い方がいいといふことも、片方考えられるわけでありませう。その間のまづ中間をつたと申しますか、十五日以内でできるだけ速やかにきめる。こゝろの日をきめたやうな次第も

知のやうに、この百四十六條を適用しなければならぬという場合は、これはよく／＼の場合だと存じます。そうしてそれだけのよく／＼な場合であつて、それで高等裁判所で審理をやりまして、その結果に基いて裁判がなければ、片方國の機關としての役目というものが、全然、そのころになつてからに罷免になつて、別の人が出てこれを行ひましても、効果がなくなつてくるという愛いがあるわけでありまして、行政職務というものを急いでやつていかなければならぬという建前からいひましても、訴訟が全部済んでからというふうないつては、民法の目的はまつたく空文になつてしまふというところが愛られるわけでありませう。

（中島委員長代理退席、委員長著席）
そこで高等裁判所の審理判決というものがあつて、それに基いてだけやることにいたしましたわけでありませう。それで一方の行政の作用というものと、確實迅速に行うという要素の方から考えますと、實は内部の議論では、十五日以内で審理をし、こゝろの意見があつたのです。即日これを決すべし、こゝろやつたらどうだといふ相當な有力者からの意見も、内部ではあつたやうな次第であります。いわゆる地方自治を擁護する立場からいへば、これは長く、慎重を要し方がよい。また國の行事といふものを、びしつと地方の行政機關を通じてやるという建前からいひますと、これは短い方がいいといふことも、片方考えられるわけでありませう。その間のまづ中間をつたと申しますか、十五日以内でできるだけ速やかにきめる。こゝろの日をきめたやうな次第も

ざいですが、やはり選挙に際しまして、補充名簿の届出というものは、すばる危険が多いと思ひます。たとえば絶對に勝てないという事を觀念しておる小政黨に属してゐる人々が、その選挙を撓亂するために、各所で不正な届出をいたして、さて選挙が済んでしまつてからこうだというやうなことになると思います。もちろんこれには罰則がつくことは當然でございますが、現今の世相では、みずから求めて犯罪人となつて、むしろ監獄の中の方が生活が安定できるというやうな放言をするやうな、心得違ひの者もある世相でありますから、むしろこんなやうなことは、政黨のお先棒をかついで、そうした大きな選挙をひとつ撓亂したら、むしろこれは街の英雄だというやうな誤つた觀念で、相當にこれを志願し、計畫するやうな者が多いのじやないかと思ふ。罰則によつてこの危険が取締られると考へることはできません。そこでやはりこれは取扱い上、あくまで取扱ひとして、かようなことが防止できるといふ觀念に立つてやつてもらふものと、どうしても將來の選挙というものは、すこぶる不確かなものになるのであります。そこで補充名簿に届出を請求する人たちの書式であるとか、條件であるとか、たしかにこれは二重の届出をしていないというやうなことを、届出を受ける方の地方公共團體が、確信をやつてその事務を整理していくのには、どんな條件をとり入れておられるのか、その點を御説明を願ひたいと思ひます。

○林敬政府委員 千賀さんのお尋ねの、第一の豫算の繰入權の問題でございます。九十七條をこんどは改正をい

たしまして、「議會は、歳入歳出豫算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共團體の長の歳入歳出豫算の提出の權限を侵すことはできない。」という一項を加えたわけでございますが、これは現在行われております制度と、實質的にはなんら變更を加えたものではないのでございます。それで現在もこの通り行われているわけでございます。ただ現在これをいふゆる行政實例、または判決例というものによつて、この解釋をとつてやつてゐるのでございますが、いかにも成文法としては不親切という感じがいたしますので、今その意味をここに明示したわけでございます。それで申すまでもなく、歳入歳出豫算というものは、いふゆる觀念上わけますと、執行權の仕事に属するわけでありまして、歳入の状態というものは、やはり執行機關がいちばんよくわかつてゐる。そこで歳入と歳出とを眺み合せて豫算を提案していくというところは、國會におきまして、あるいは地方議會におきまして、これは理事機關の方が出すという建前になつてゐるわけでございます。しかしながらそれでは、それを削ることは議會ができるけれども、増額することはできないかという問題になつてまいります。増額することでもできる。但し、知事市町村長の豫算權を侵害しない限度においてできる、こういうわけになるわけでございます。豫算權を侵害しない限りにおいては、お話しがございした承認をするとか、しないとかは問題でなくて、知事市町村長が承認いたします。九十七條をこんどは改正をい

よろしいし、それから知事、市町村長がかりに承諾をいたしましたも、豫算權の方を侵害するといふやうな結果になる場合は、これは増額修正はできないといふことになるわけでございます。久しくこの方面に御經驗をおもちになつて、おわかりになつてゐることを存じますが、一例をあげますと、たとえば道路改修費といふものを縣が議會に提案いたします。十五萬圓で道路をどこからどこまで直す、こういう豫算をいたすといふと、その豫算の方でその單價をみまして、甲から乙までの土地の道路を直すといふのに、單價が一圓あたりこれだけというやうな安いことでは、現在の時局下どうしてこれはできない、だからこの單價を倍にしろ、こういう意見を主張いたしまして、結局その道路改良費といふものが倍額になつていくといふやうなふり、倍額の修正をいたします。こういうことは、豫算の豫算權の侵害にはならないといふ解釋でございます。しかしながら、甲から乙にひく道路のほかに、乙から丙にひく道路を一緒に直すという意味で、その豫算の金額を倍額にするという場合は、乙から丙の間の道路を直すといふことについては、何も自治機關の方から豫算をしていないわけでございますから、その直すところのものを含めた増額の修正といふものはできない。こういう解釋でございます。そこを但し書きで現わしていただく次第でございます。

それから第二の無投票當選の場合、一年経たない前にでも解職の請願ができるという點は、普通の投票によつて當選した人は、一年経つてから後からは解職の請求がやれるわけでございます。しかしながら無投票當選となりました人は、當選の事由から考へましても、一年以内では選挙人の方、すなわち有権者の三分の一の連署をもつて解職の請求をすることができるといふことをここに書いたわけでございます。解職の請求をいたしますと、これは選挙管理委員會でやるわけでありまして、選挙管理委員會は今度の一般投票によりまして、その住民の三分の一以上から連署をもつて要望のあつたこの要望は、是か否かという一般投票を開くわけでございます。それでも一回解職して、投票をやり直すべしという一般投票の方が勝を制しました場合には、選挙のやり直してというところを行つていふやうなのが普通のモデルになるわけである。これは解職を請求したその職によりまして、いろいろとやり方が違ひますが、一つの例をあげますと、そういうやうな手續で行われるわけでありまして、それから第三の補充名簿でございます。これは昨日もお尋ねがございました。これについては大體衆議院議員の名簿を主にいたしておりますから、ごく僅かのパーセンテージが補充名簿に載つてくるわけでありまして、従つてそれだけ眼が届くわけで、事前に相當慎重に誤りを極力少なからしむることができるといふ感じをもつております。それからもし、これが事前に不正の届出等をやつておりましたら、附議をつけて投票して、なお事後にこれがわかれば、判決をもつて覆し、また處罰ができるわけでありまして、ただそれではなお不正の心算がございしますので、書式とか條件とかいふものにつきましては、前の住所地はどこであつたかと

いうことを、この届出のときには一緒に書き込ませまして、それに基いて選挙係員が審査をいたしました。誤りなきを期するといふ方法をとるやうにいたしております。實にこれに對しては、千賀さんが御心配のやうなことを内部で話しておりました、外國にあるやうに、手を舉げて宣誓するといふやうなことをやつてはどうかといふことがありました。どうもその場合はい加減に手を舉げられてしまつたのでは心配だ、それには前住所地を書き込まして、それでもつて調べるという方法をもつて過ちなきを期したいと考へております。

○千賀委員 第一の問題でございますが、ただいま道路をあげて御説明になりました、まことに私の方もそこで審議がしよいのでありますが、先ほどの話で、十五萬圓の道路を三十萬圓かかるといふやうな修正をしたといひますと、財源があれば結構であります。ところが、そこで三十萬圓の道路をつくる財源はない、道路の改修の延長においては、同じ單位であつても、市町村會が修正したために倍の經費が要つて、そこには倍の經費を賄うだけの財源がないといふ場合には、やはりこれは豫算權を侵害しておると思ひます。それで決断してやられたところで、その執行機關は執行する自信もなければ能力もない、こういうことになると思ひます。ですが、それで運行がはたしてできるか否や、それからいふ一つは、たいてい地方の執行機關の財政が隠されておるところは、繰越金だとか、そういうものに多く餘力をしまつておくのでございますが、これを決議機關がみつけて、そこにそんな金をもつておる

ならば、この金でひとつ道路を延長しようじやないかというようなことを提案したといふと、それは提案權の侵害になるだろうか。もちろん執行機關が頭を下げて閉口すれば、これは話合いがつくのでありますから、侵害ではないと思ひますけれども、そこであくまで市町村長、縣知事ががんばつておるのを、繰越金あるいは豫備金等の中からもつてやるとすると、あるいはそれが提案權の侵害になるかどうか。また先ほどの道路の例で、今政府の方では、こういうものならいいとおつしやるけれども、その財源がない場合には、それをやつたら、おそらくこれはやはり提案權の侵害のようにも思ひますが、その場合でも侵害でないかどうか。財源があつたときには、もちろんおつしやる通りでいいと思ひます。そのときに豫備金の方から、これは財源があるじやないかということでもつていけたらいいと思ひますが、そういう場合の例はいかがでございましょう。それから、先ほどの二番目の議員の資格のことでもありますが、無投票で當選した地方公共團體の長であるとか、議員であるとかいうものが、一年以内で民衆から彈劾を受け得るといふことは、何だかその人らに弱點があればこそ、ほかの競争して當選した議員よりも、身分を軽く見られるということになるはずであります。これがまづたく作爲も何もなしに、本人は純然たる選挙をやつて堂々と勝つつもりでやつてきたのに、あまりその人が強すぎて相手がなくなつたとか、あるいは相手が死んだとかいうことで、偶然に無投票になつてしまつたという場合には、まづたく投票して

議員になる人と全然内容においては、その貴さにおいても違ひはないと思ひます。それであるのに、無理にこうしたことをするのは、それならばその人らが半分だけの資格しかない議員になつて、自分たちの仲間の中からは、選挙の競争者をつくつて、それで選挙をやらなければ、一應表面上選挙をやつたことになるのであります。むしろこれは選挙の民主主義に淫すると言ひましようか、おもねると言ひましようか、あまりにも民主主義、はやり言葉に陶醉しすぎて、むしろ滑稽な内容ができてくる。偶然に、まづたくこれは、人爲を超えた結果によつて無投票になつた正しい當選者であるならば、その間に何も補填をつける必要はない、かように思ひますが、その點の御見解はどうであらうか。それから先ほどの最後に聴きましたものですが、外國では手をあげて宣誓せしめるというようなお話でございしますが、日本の現在の道徳状況におきましては、なか／＼そんなにいきません。宣誓をいたした者が、どん／＼と前言を覆していく例はいくらでもあります。こいつはだめだと思ひるので、またやはり投票の二、三日前に整理をせられるこの補充者が、前の住所をすつかり申告をしるということにございしますが、それでも、こいつを初めから、うそを言つてだまそうという氣持でくれば、同じことだと思ひます。結局一番よいことは、前の住所だといふ所の住所の戸籍抄本が何かもつてくれば、これが一番確かなんですが、二、三日前の仕事にそれはおそくできないから、これもただ本人の申告によつて選挙權を認めるということになつて

いくと思ひますけれども、依然として、どうもここには一番大きな選挙法の改正に伴う弱點が包蔵されていると思ひます。この弱點があるために、この新しい修正をやめてはどうかというやうなことを言う意思は私はないのでございしますが、何とかしてこれはもう少しわが國の國情にも副い、このまだ混沌とした民族性にも鑑みて、一枚上から出て、こゝでそうした不正屈出者を鑑別して、初めからそうした陰謀を行われないようにする方法は、他に考案できないものか、いま一應御答辭を煩わしたいと思ひます。○林憲政府委員 第一の九十七條の問題であります。先ほど私は例をあげまして、その歳出の方だけを申したわけでありましたが、これはもちろんお話のように、収入を伴わなければできないことでありまして、ほかの費用を整理いたしますとか、補助金を見こみますとか、新しい税金を講ずることを考へますとか、あるいはお知りのやうに、繰越金という手でまゐりますか、そういうことでもつて歳入の方を殖やしてバランスを合わせなければ、その修正はできないと存じます。もし萬一にも、そうしたバランスのとれない、歳出だけを殖やした予算というものを修正したといたしますと、これは執行する能はずと認める豫算ということになりますので、これは理事者側の方で再議に付するわけでありまして、そうしてこれを改めてもう一回ここに相なると思ひます。自治體の自主自律性に鑑みまして、そういう執行することのできない豫算を組むことは萬萬ないと思ひますし、結局やれないと思ひ上げた方が妥當ではないかと思ひ

のであります。それでやはり増額修正をするときは、歳入の方もやはりそれだけの増額をいたさなければならぬと存じます。それから無投票で當選した者についての御心配であります。これは一應ごもつともだと思ひます。本来の禮儀の上、その他の見地からみれば、やはり一年間は議員の方のお手並を拜見するといひますか、働き振りを見るといひますか、そういうことを見る期間があることがよいという所論も成り立つと存じます。しかしながら反面、いわゆる議員は選挙人から信託されて出てくるという觀念から言ひますと、選挙人側の意思というものを、必ずしも明確に反映したとだけは言ひ得ない状態であるわけでもあります。そこでやはり民主主義の徹底いたします見地から、これらの人に對してだけ、かようなやや例外的なことを設けてあるわけでありまして、關係方面とも篤と打合わせまして、この條文を入れた次第でございします。それから補充名簿の不正屈出の御心配でございしますが、これは虚偽の申告をして、前住所をごまかすというやうなことがわかります場合は、これは詐欺投票に關する罪と、うのに問われるわけでありまして、かた／＼先申ししましたやうに数が少いし、相當目を屈かして萬全を期するといふことをもつて御了承願ひたいと思ひます。○千賀委員 どうもはつきりしません。これは外國においても、こういう選挙法をとつておるところでも、大きな弱點があつて悩んでおるといふことを伺ひますと、わが國においても、こ

のシステムをとつたからといつて、弱點をなくするといふことはできません。これでいくならば、お互いに少しでも、その弱點を弱點として、表面に出ないやうに努力するよりしようがないのだらうと思ひます。そこで第一に伺ひました豫算の問題であります。従前はこの問題について、あまり深刻な争ひがございませんでした。これはどこまでも、政黨というものが極端に壓迫されて、全國一政黨というやうな形でもどこまでもいつておりましたから、比較的この點はなかつたのであります。同時に、將來議會政治が確立すると同時に、政黨政治でなければこの議會運用ができないといふことで、この政黨はますます小にならばなるほど線が太くなつてまいります。同時に、政黨がある以上は争ひもあるし、分野が必ずしも一元的であり得ない場合が多いのであります。たとえば、市町村長が自由黨で、その議員は社會黨が多数だといふやうな場合には、どちらもやつぱり人間の心理が働きますので、議會と執行機關と常に逆に出でつて、執行機關は、あれらの功名にさせたくない、また議會の方では、執行機關の功名にさせたくないといふやうな對立觀念から、積り積つて、執行機關はできるだけ小さく議案を出して、このまた決議機關は、俺たちがやつたのだと民衆に存在を誇示せんがために、いくらでも仕事をしようとする。こうした抗争は相當に多からうと思ひます。これは私が自分の體驗でも、二十年くらい前の議會などでは、相當こつた抗争があつたのであります。ところが、こうした場合に提案權を侵害するとかせぬといふことが非常にありま

す。そこでいま一つ例を引きますと、道路の単価を上げてみた場合、これだけの土木費が要るのだ、そこで議會の方では、この財源は繰越金の中から出るのだという見解をもつてこれを主張する。執行機關は、それならと意地になつて、いや俺の健全財政ではこの繰越金は絶対に過大でないのだ、これくらいを上げなければ健全財政になつてやつていけない、こういうことを固執します。その勝負はいつつかとうと、一年か一年半経つて、ほんとうに豫算を執行してしまつて、これの決算報告を手にしてから初めて勝負がつくわけで、初めのその豫算を審議するころには、どちらの言うことも水掛け論でわからない。こういう場合に、議會の方は執行權を侵害せずと主張し、執行機關の方は、そういう決議の仕方は俺の議案權を侵害しておるのだ、こういうことで争いが果てないだらうと思ひますが、こういう場合を想像すると、この法律案というものは、これに輪をかけてよくなことになるのではな

いだらうか、これについて伺います。
○林(敬)政府委員 以前各府縣においては、お話のようなことが、まああつたように私も聞いております。また私もはじめて官吏になりましたころ、そういう経験もいたしておるのであります。これはお話の通りであります。ただあの當時は、いわゆる原案執行というものがございまして、片方が、繰越金はそんなにない、片方は、ある、こういうことになつてきますと、最後にそういう議決をかりにいたしますと、中央に指揮を仰いて、原案を執行することができたわけでありま

す。しかし今日においては、原案執行

權はなくなつてしまひました。結局地方の團體の長と議會との間で、自律的にこれを解決するということになつてまいるわけでありまして。そこでやはり繰越金というものについて若干の開きがあるということでもつて、しかし議會が議案の議案權を侵害しない限度でもつて増額して、それに合わせて歳入において、一應相當の見積りをするということになれば、結局理事機關はこれに従わざるを得ないのではないかと考へておる次第でございます。

○千賀委員 その場合、これは一體政府が仲裁をとることになつていきますか。政府は最後までこれは知らぬ顔をして、裁判の方にその關係の仲裁を任せるのですか。そこはどういうふうになつていきますよう。
○林(敬)政府委員 新地方自治法の建前におきましては、政府はその争ひに干渉しない、その争ひは地方團體で解決をするという建前をとつております。それでいわゆる團體の長の方では、あまりむちやな修正をやらせました場合に、再議に付するわけです。再議に付してどうしてもきかなかつた場合は、いたし方ないということになるわけでありまして。そこで、しかしなお進んでいけば、それはど理事機關の方は、言いかえれば、實質的不信用という問題になるわけでありまして、それほど不信用であるならば、ひとつ知事なり市町村長なりを信任するかしんかということを提案するわけでありま

す。そこで信任するということになれば、それならばこれをもう一回再議に付したらどうか。信任しないということになるならば、そこで自分が引くが、十日以内に解散をやるとか、どち

らになつても、そこで争つて、最後は國民の投票、住民の投票で解決をつけよう、こういうふうになる方法でいくよりはかはらないのであります。
○千賀委員 裁判の提訴は政府がやるだけであつて、自治體の中の争ひは、解散して最後の解決をつける以外に途はないということでございますようか。
○林(敬)政府委員 非常にものが不幸にいきました場合は、そういうことになると思ひますが、最後のところは、お互いの理解をもつて話し合ひ、さらに大きくなればその住民の監視、良心というところで私は解決がつくだらうと思ひます。それが非常にこれで、おかしなことはいきましたならば、解散ということでは住民の意思を問うて、けりをつけるということになる。裁判にいきます場合には、選挙を行つたかどうかということになりませんと、裁判の方の沙汰にはならないと思ひます。

○千賀委員 わかりました。終りま
○外崎委員 これは政府委員に質問するものではありませんが、千賀委員から先ほどの質問の中に、補助名簿の問題が出ましたが、もし小會派で絶対多数を得ない場合には、こういうことをするといふたことがありましたか、小會派というのはいくら點を指して……
○千賀委員 小會派ではなくて、少數派です。
○外崎委員 小會派でも少數派でも、どういふ點を指されたものであるか。第一黨に對する——社會黨に對する自由黨が少數派か、國民協同黨、あるいは農民黨、あるいは共產黨を指して少數派というのか。いずれにしても、少

數派が絶対出し得ないという言葉がありました。別に言葉尻を捕えてどうと言ふのではありませんけれども、私の部屋に歸つて、こういう問題が明日にも決を採る場合には、問われたときに困るから、一應その點を御説明願ひたいと思ひます。

○千賀委員 これは私に答辯させていだきたいと思ひます。もちろん多數派、少數派はありますが、私の質問應答は選挙という一つの學問に對して論議をしておるのでありますから、少數派あり、多數派ありということは、選挙界の當然の姿でありますので、その姿に對しては私も論議をしておるからといつて、今議會の中で小會派の人がこれに文句を言つていただいては、おかしな感じがします。どうかさうにお願ひいたします。あなた方を指摘して言つたのは断然ない。少數派もあり、多數派もあり、あるいは二大政黨の場合の少數派であるかもしれないし、十も二十も政黨があつて、その少數派かも知れないが、現在日本において對立しておる各政黨の一つ一つを指摘して言つておるのでありますから、どうか御了承いだきたいと思ひます。

○外崎委員 ただ選挙というのには、御承知の通りその選挙區、選挙區によつて違ひまして、社會黨が落選する、自由黨が落選する、少數派が落選するといふような場合があるものであります。そういうことを理由をとるのに事缺いて、少數派とか小會派とかいうことは、すこぶる、われわれの立場からいふならば、賛成し兼ねるのであります。ただいまのようなお話ならば了解いたします。

○門司委員 第十八條に「特別の關係のある者」という字句が使つてありますが、今度は「天災事變等に因り」という字句になりまして、ややその點明確になつてきたのですが、この特別の場合といふのはどういうことを指しておるのか、その點ひとつ御回答願ひたいと思ひます。
○鈴木説明員 第十八條の特別選舉權のことですが、これはただ特別の關係といふのでは明瞭でありませんが、「天災事變等に因り」他の市町村の區域内に住所を移した者その他の者で當該市町村に對し特別の關係のあるもの、こういうふうによやわかりやすうにしたのであります。つまり元の住所を放棄しないで、一時的の避難をした者はこの法律の厄介にならない、當然前の住所に住所をもつておるのでありますが、ところがさうでなくて、やむを得ずして隣村に移つたけれども、機會があれば歸つて参りたい、こういうものが第一に例示したものであります。それから海外から引揚げてきた者であつて、從來そこに多年住んでおつた、そういう者が引揚げてきて六箇月に達しない、一、二箇月しか経たない、こういうものもまた「特別の關係のあるもの」、こういうふうな考へております。そういう二つのものが一番主たるものであります。あとは從來長く市町村長をしておつたとか、市町村會議員をしておつたという方で、現在その村に住んではおられませんけれども、やはり村のために働いてもらいたいという人には特別に選舉權を與える。こういう實例はあまりないと思ひますが、法では豫想しておるのであります。

○門司委員 非常にむづかしいよう

で

すが、最近のような状態になつてまいりますと、重要な問題になつてくると思ひますが、この届出には議会の議を経て書いてありますが、議會といふことになる、市町村會を開かなければならぬと思ひますが、その届出の期日は明確にされていない、この點はどういうふうになつておりますか。

○鈴木説明員 これは別に時期的には何ら制限がございません。従つて特定の選挙人が市町村長なり、選挙管理委員會なりに申出ましたならば、それを市町村長から議會に適當な時期に提案をいたしました、そしてこれに選挙権を與える、こういうことになるわけでありまして、従つて特定の選挙が行われますようなときには、それに間に合いますような適當な時期に、市町村長がこれをまとめてかけるという態度がなされることを望ましいわけでありまして。

○笠原委員 百四十六條第二項の新し規定を見ますと、「都道府縣知事が前項の期限までに當該事項を行わないときは、東京高等裁判所に對し、當該事項を行ふべきことを命ずる旨の裁判を請求することができ」とありますが、東京高等裁判所といふことになりまして、北海道の果の知事とか、鹿児島島の知事といふものは非常に不便だと思ひます。今までの裁判所の民事訴訟の原則からいふと、被告の住所地區がその管轄地區になつておるようでありまして、高等裁判所は各地にできるものでありますから、東京高等裁判所と限定しない方がよいと思ひますが、こういうふうに定めたところの理由をお伺ひしたい。

原案によりまして、第十七條によりまして、最高裁判所がこれをきめることになつておるようでありまして、第四項を見ますと、當事者を呼び出すといふことが書いてありますから、大體これは口頭辯論主義によつてやるような形が見えますが、これはどんなふうにやられるのか。

なお訴えられましたところの知事なれば市町村長は、辯護人を附して争うことができるかどうか。その場合において、訴えられた知事は主務大臣の處分自體が不當なのだというふうな争いができるかどうか。命令が違法なのだ、不當なのだと言ふことができるものであるかどうか。

それからやはりこの四項に「審理の期日は、同項の規定による請求を受けた日から十五日以内とする」といふことになつておりますが、これは第一回の審理のことを言うのであつて、その後の審理は十五日を経過しても制限を受けないのか、十五日一回で終らしてしまふのかどうか。

もう一つは、大體この百四十六條において、彈劾裁判所に罷免の訴追が得るというのを改めまして、司法裁判所にしたという理由です。これなども私どもから見ますと、大體憲法も三權分立主義をとつておつて、例外的場合は憲法に大體規定してあるのですが、特にこれだけのものを司法裁判所に委ねるという理由は、どういふところからきておるかといふことをお伺ひしたいと思ひます。

それから七項と八項ですが、七項においては、主務大臣は確認の裁判があつても代執行ができる。八項は、内閣總理大臣は罷免できるというが、これは代執行をする人と罷免する大臣と違ふたいといふのであります。どうして總理大臣と主務大臣が罷免するようにしても差支えないのじやないかと思ひますが、それを別にした理由を承りたい。

それから第九項の問題です。九項によりまして、一遍罷免された人がまた再び生き返つてくるような形ですが、罷免といふ意義です。罷免といふことは、大體國の機關としての府縣知事の地位を排除するといふだけであるか、あるいはまた自治體の長としての府縣知事の地位まで排除するといふことなるのか、その點をはつきり御答辯願いたいと思ひます。大體それだけのことをお伺ひいたします。

○林(敬)政府委員 お尋ねの第一であります。東京高等裁判所にいたしましたのは、この種のこの裁判の實例といふものは統一をとつていかなければならないといふことが一つございまして、それからもう一つは、主務大臣といふものが原告になるわけにございまして、主務大臣の方は東京を離れる、あるいは代理者を派遣するにしても非常に困難である。日常のどうにも困る業務をやつておる場合もございまして、主務大臣を福岡の高等裁判所まで引張り出すといふことも、事實上非常に困難である關係もありまして、東京にいたしましたのが第二であります。また第三には、ややこれは第二とは矛盾いたしますが、當事者を呼出すといひまして、いわゆる訴訟代理人を出してきてもらひわけでありまして、そこでもつて鹿児島島の知事が訴えられまして、事實絕對に不可能なこともないのではないかと。大臣を福岡までもつてい

くのと、鹿児島島の知事をこつちにもつてくるのと、どちらかといふことを彼ら比衡いたしましたして、これらの理由の全部を合せまして、東京の高等裁判所で統一してやろう、こういう考えでございまして。

それから第二は、審理はいわゆる口頭辯論主義によりまして、そこで當事者を呼出す、それでなお氣持としては、ほとんど出てきておる間にきめてしまふ、即日あるいは二、三日のうちにきめてしまふ、こういう氣持をこの法文の裏にもつております。運用はそうあつて欲しいと、實は私どもは考へておきます。これは仕事の性質から、早くきめて、早くやることはやる、いけなことはいけな、いいことはいいと、きめていきたい、そういう仕事の性質があるからであります。

それから第三には、その辯論の場合には、主務大臣の權限が無權限である、あるいは違法といふことは、十分争うことができると思ひます。またこれは不當であるといふことも述べてよいと思ひますが、これは處分が違反したかどうか、あるいは執行を怠つたかどうかといふことを判定するため、傍證といひますが、参考になるだけであつて、主たる根據にはならないと思ひますが、もちろん主張してもかまわないと思ひます。

それからその次の、十五日といふのは、御質問の通り、第一回の呼出し期日が十五日といふことでもあります。しかし運用の氣持としては、先ほど申し上げましたように、そこでも第一回できめていくといふような慣例に、裁判所はやつていただくことが、望ましいことではないかと考へております。

それから罷免された場合です。これは國の機關として罷免されるだけではなくて、もちろん自治體の地位までも失ふ、こういうことに相なるわけにございまして。そして生き返つてくるということは、いわゆる知事が罷免された場合に、知事になるということではなないのではありません。再び知事に選挙せられる資格を回復する、いわゆる資格の回復であつて、その地位の回復ではないのでございまして。これはやはり知事とか市町村長とかいふものが、訴訟を起しまして罷免されて、それから訴訟を起して十年後になつてまた生き返つてくる、また知事になるということでは、次に補缺で選挙した人の地位を失ふことになりまして、資格は回復する、しかしながら地位はもとより再び回復しないのであります。もう一回補缺でもあるとか總選挙でもあつて、當選しないことには回復しない、こういうことになつております。

○笠原委員 裁判の統一ということが東京高等裁判所にした理由だといふ話ですが、上訴の途が開かれておるようですから、上訴によつて統一するといふ方が正しいのじやないかと思ひます。當局では裁判を一回かそこらできめてしまふよりでありまして、少くとも訴訟代理人について争う場合には、重大な裁判でありますから、相當かかると思ふのであります。そういう點を考へれば、やはり一般の民事訴訟の原則に従つて、高等裁判所は管轄はよろしうございまして、地方の裁判所に對してもたすべきだといふ氣持をもつておりますが、御考慮願ひたいと思ひます。

○林(敬)政府委員 今のお尋ねの點

は、東京高等裁判所の裁判があつて、その結果なおかつ行わないということになつて、かゝる罷免ということになつてまいりますと、先ほど御指摘になりましたように、もうそれで斷定をしてしまふわけでございます。それで上告をしても、上訴は執行停止の效力を有しないということになるわけでありまふ。従つてその上告審で統一しましても、意味が非常に薄くなるわけでありまふ。どうしてもこういう場合の裁判は、原審で統一していかなければならない。かように考えるわけでございます。

○坂東委員長 本日はこの程度にして、次は二十八日に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それではさう決定いたしましたして、本日はこれをもつて散會いたします。

午後零時四十七分散會

昭和二十二年十二月十九日印刷

昭和二十二年十二月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局